

質問区分	Q	A
提出書類 *別紙様式4	<b>Q1</b> 共著者が5名以上の場合、記載欄が足りないのですがどうしたらよいのでしょうか。	<b>A1</b> 適宜増やして（含、幅の調節）ご対応ください。 2枚に渡っての提出でも可能です。
提出書類 *博士_別紙様式6	<b>Q2</b> 欄（学歴・資格免許・職歴）が足りないのですが、どうしたらいいですか？	<b>A2</b> 適宜増やして（含、幅の調節）ご対応ください。
提出書類 *修士_別紙様式6及び博士_別紙様式8	<b>Q3</b> 「別紙様式6 修士論文の公開・複写許諾に関する申出書」及び「別紙様式8 博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）及び複写許諾に関する申出書」に記載する、学位授与の予定日はいつですか？	<b>A3</b> 以下の記載をお願いいたします。 9月修了（学位授与）予定者 ⇒ 9月30日 3月修了（学位授与）予定者 ⇒ 3月25日
提出書類 *博士_別紙様式8	<b>Q4</b> 多くの場合、論文の著作権は掲載雑誌社にあります。「別紙様式8 博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）及び複写許諾に関する申出書」で、自分としては「全文の公表」でも構わないのですが、その場合の雑誌社への著作権の確認は、大学が行ってくれるのでしょうか？	<b>A4</b> 通常の論文の場合は大学が行うのですが、平成25年12月から学位論文（含、副論文）についてのみ対応が異なることになりました。学位論文（含、副論文）だけは、雑誌社への著作権確認は、ご自身でお願いいたします。なお、著作権保護のため、「全文の公表」は雑誌社側が断る場合もあるようです。その際は、「要約公表を希望」とし、インターネット公表用の「要約」を提出してください。 ☆ワンポイント：博士論文は全文公表が原則ですが、諸事情で公表できない場合には要約で代える、というものです。「本文」の公開制限範囲を考慮しつつも、「要旨」との違いを意識し、適切な「要約」をご準備ください。 〔 要旨…別紙様式3を参照ください。 〔 要約…論文全体を網羅的に圧縮したもの。〕
提出書類 *博士_別紙様式3、4、7及び8	<b>Q5</b> 学域で、主論文の他に「論文提出の前提条件として学術論文が○編以上あること」が指定されています。こちらの学術論文についても、「別紙様式3 学位論文要旨」「別紙様式4 許諾書」「別紙様式7 学位論文の研究に関するデータ等使用許可書」「別紙様式8 博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）及び複写許諾に関する申出書」「要約」及び「研究倫理審査判定通知書（写）」は必要でしょうか？	<b>A5</b> あくまで「前提条件」でしかない論文で、学位審査に関与するものではないため、当該分は不要です。 「副論文」として提出が指定されている学域のみ（現時点の本研究科においては理学療法科学域・作業療法科学域の博士論文申請者）、副論文分も「別紙様式3」「別紙様式4」「別紙様式7」「別紙様式8」「要約」及び「研究倫理審査判定通知書（写）」を提出してください。 ※別紙様式4、7、要約及び研究倫理審査判定通知書（写）は該当者のみ
提出書類 *博士_別紙様式8	<b>Q6</b> 論文投稿雑誌社との契約の都合で、学位授与日から半年間は不可ですが、それ以後なら全文公開可能です。「学位授与日から1年以内にインターネットによる	<b>A6</b> 要約の提出は不要です。意思表示のため、「別紙様式8 博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）及び複写許諾に関する申出書」にて、学位授与日から1年以内の日付を公表日として記入してください。当該日付まで図書館内で保存し、それ以降に公開することとなります。

	全文公表を許諾」に当たると思うのですが、その意思表示や要約の準備はどうすればよいですか？	
提出書類 *博士_別紙様式8	Q7 「要約公表」が認められれば、学位論文の全文データの提出は不要でしょうか？	A7 いいえ。博士論文につきましては、国立国会図書館へ、大学からデータ提供を行うことが必須です。「要約公表」を希望する方であっても、指定されている期日までに、全文データを提出いただきます。
提出書類 *博士_別紙様式8	Q8 「要約公表」が認められれば、全文が公開されることはありませんか？	A8 いいえ。本学の図書館内では学位規則に基づき全文データについては閲覧に供します。
提出書類 *博士_別紙様式8	Q9 本学図書館で保存される博士論文データの複写の取扱いはどうなりますか？	A9 複写の取扱いについての意思表示のため、「別紙様式8 博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）及び複写許諾に関する申出書」にて、複写を許諾する範囲及びその理由等を記入してください。 なお、博士論文データは公表された著作物として扱われます。著作権法において、図書館で所蔵している場合は、希望する者があれば、一部（全文の半分以下まで）の複写が認められます。著者の許諾があれば全文複写も可能です。特許や個人情報の関係で複写に差し支えがある場合は、その旨を明記してください。  また、閲覧・複写にかかる本取扱いは、本学図書館内のみならず、国立国会図書館でも準用させていただきます。予めご了承ください。
提出書類	Q10 論文博士申請を予定しているのですが、海外在住の為、住民票が日本にありません。他の書類で対応可能ですか？	A10 海外在住の方の場合は、代替書類として、在留証明書（本籍記載のあるもの）の提出をお願いいたします。
提出書類	Q11 参考英訳がWebサイトにありますが、そちらを使用してもよいですか？（例：外国人研究者が共著者の場合の「別紙様式4 許諾書」の参考英訳使用等。）	A11 提出様式は定められたもののみをご利用ください。参考英訳はあくまで記載内容の説明用とご理解ください。
学位論文審査手数料	Q12 学位論文審査手数料を支払う必要がありますか？	A12 在学中の方（＝修士申請者・課程博士申請者）は、不要です。また論文博士申請者でも、本学の博士後期課程に1年以上在学し所定の単位を修得した者で、退学後1年以内に学位の申請をする方は、学位論文審査手数料を免除します。それ以外の論文博士申請者の方は、論文提出時にお渡しする指定の振込用紙にて、指定の期日までに57,000円を納めてください。
学位論文審査手数料	Q13 海外在住で、論文博士申請予定です。申請料は、海外の銀行から送金してもよいですか？	A13 本学指定の振込用紙がありますので、必ずそちらをご利用いただき、日本の銀行からお振込ください。
博士論文の取扱い	Q14 「博士」の学位論文はインターネット公開が原則となりました	A14 「論文」とは、いわゆる「学術冊子」に掲載されている部分のことです。膨大な研究業績や履歴書等の個人情報については、公開対象

	が、膨大な研究業績や履歴書等の個人情報まで「論文」の範疇として公開されてしまうのでしょうか？	ではありません。
研究倫理審査結果通知書	<b>Q15</b> 東京都立大学大学院人間健康科学研究科（荒川キャンパスの学域）を満期退学したのですが、満期退学後に追加の実験や調査をしました。その追加部分の「研究倫理審査」は、退学後なので（都立大に在籍していないので）自身の所属機関で受けて承認されたものならあるのですが、それを提出する形でもよいですか？	<b>A15</b> そちらで結構です。都立大在学時に受けたものと、ご所属機関のものと、両方の書類の写しをご提出ください。 なお、次に該当する場合は①、②の書類の写しも添付してください。 1 多機関共同研究において、研究代表者が学位論文提出者と異なる場合 2 外部機関での倫理審査結果証明書の研究責任者が学位論文提出者と異なる場合 ①本学の学位論文として提出予定の研究が当該研究プロジェクトの一部であることがわかる内容の書類 ②本学の学位論文として提出することに対して、研究代表者（又は研究責任者）の承諾書（書式任意）又は、外部機関の研究倫理委員会で承諾が得られていることが確認できる書類
研究倫理審査結果通知書	<b>Q16</b> 東京都立大学大学院人間健康科学研究科に入学する前に、所属の研究倫理委員会の承認を得て研究を開始し、入学後に執筆・投稿した論文を「副論文」として提出予定です。「研究倫理審査」ですが、入学前であったため、当時の所属機関で受けて承認されたものならあるのですが、それを提出する形でもよいですか？	<b>A16</b> 都立大に所属する以前のもは、当時のご所属機関で得られた書類の写しをご提出ください。 なお、次に該当する場合は①、②の書類の写しも添付してください。 1 多機関共同研究において、研究代表者が学位論文提出者と異なる場合 2 外部機関での倫理審査結果証明書の研究責任者が学位論文提出者と異なる場合 ①本学の学位論文として提出予定の研究が当該研究プロジェクトの一部であることがわかる内容の書類 ②本学の学位論文として提出することに対して、研究代表者（又は研究責任者）の承諾書（書式任意）又は、外部機関の研究倫理委員会で承諾が得られていることが確認できる書類
研究倫理審査結果通知書	<b>Q17</b> 論文博士を申請したいのですが、東京都立大学大学院人間健康科学研究科（荒川キャンパスの学域）に所属したことはありません。「研究倫理審査」は、自身の所属機関で受けて承認されたものならあるのですが、どうしたらよいですか？	<b>A17</b> ご所属機関で承認された書類の写しをご提出ください。 なお、次に該当する場合は①、②の書類の写しも添付してください。 1 多機関共同研究において、研究代表者が学位論文提出者と異なる場合 2 外部機関での倫理審査結果証明書の研究責任者が学位論文提出者と異なる場合 ①本学の学位論文として提出予定の研究が当該研究プロジェクトの一部であることがわかる内容の書類 ②本学の学位論文として提出することに対して、研究代表者（又は研究責任者）の承諾書（書式任意）又は、外部機関の研究倫理委員会で承諾が得られていることが確認できる書類
研究倫理審査判定通知書	<b>Q18</b> 人に関する研究で「研究倫理審査判定通知書」を出すようですが、動物に関する研究の場合は何か提出すべきですか？	<b>A18</b> 動物実験等を行った場合は、動物実験を実施した機関から発行された倫理審査証明書があるはずですので、そちらを提出してください。その際、証明書に学位申請者の名前が記されていない場合には、動物実験と学位申請に係る研究の関係を別に記載して提出してください。

データ提出時	<p><b>Q19</b> LoGo フォームの操作方法が分かりません。どうしたらよいでしょうか。</p>	<p><b>A19</b> 操作マニュアルがありますので、そちらをご参照ください。</p>
データ提出時	<p><b>Q20</b> 提出は1回しかできないでしょうか。</p>	<p><b>A20</b> 提出期間内であれば、何度でも提出し直すことができます。提出の際は、余裕を持ってご提出ください。</p>
データ提出時	<p><b>Q21</b> 自身の持っているPCにPDF加工ソフトが入っていないため、PDF変換ができません。どうしたらよいでしょうか。</p>	<p><b>A21</b> 事務室学務課教務係窓口でPDF加工ソフトがインストールされているPCを貸し出すことができます。詳細については、学務課教務係窓口までお問合せください。</p>